

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

新たな海洋基本計画の全体像

総論 海洋立国日本の目指すべき姿

1 我が国にとっての海洋の位置付け

【我が国にとっての海洋の位置付けについて例えば以下の旨を記述】

- 我が国にとって海洋の位置付け：①恵みをもたらす場、②国内外との交通・交易の道、③津波等、脅威・畏敬の対象、④人類の知的資産を創造するための調査研究の対象。
- 今後期待される視点：⑤海洋の開発・利用などの人類のフロンティアとしての視点、⑥海洋環境保全、沿岸域管理、国際協調など、海からの視点（海から世界を見る、海から陸を見る）。

2 海洋立国日本の姿

【海洋政策を推進した先にある海洋国家日本の将来像について例えば以下の旨を記述】

- 海洋を我が国に富と繁栄をもたらす場とするため、フロンティアとしての海洋の持つポテンシャルを最大限に活用することを目指す。あわせて、日本経済を支える海運等の充実・発展とその基盤強化、国民への水産物の安定供給を担う水産業の健全な発展を目指す。
- 海洋における活動には、安全確保が前提であることから、安全確保の態勢を構築するとともに安全保障環境の安定に積極的な役割を担うことを目指す。また、常に海洋由来の災害の危険が存在するのは我が国の宿命であり、災害に強い国を目指す。
- 海洋の未知なる領域に積極的に取り組み、人類の知的資産の創造に貢献し、世界中の関心を惹きつける存在感のある国を目指す。
- 海洋立国として、①海洋環境の保全や気候変動等の全地球的課題、②自由かつ秩序ある海洋の利用を確保するための国際法の考え方の整合やルール作りなどについて、世界を先導する役割を果たすことを目指す。

3 総合海洋政策の意義

【新たな海洋基本計画の意義について以下の旨を記述】

- 海洋立国日本にとっての海洋政策は、日本の再生及び持続的な成長の鍵。
- 海洋政策は、様々な施策が相互に関連、総合的観点から立案。海洋は我が国と世界をつなぐものであることから、国際的な視点も重要である。
- 海洋基本計画に基づき、総合海洋政策本部の総合調整の下、関係省庁が連携し、海洋政策を推進。
- 海洋基本計画は、我が国の取り組むべき海洋政策の道筋を国民に示し、

1 関係者が連携・協力して海洋施策を強力に推進する意義。

2 ○現行海洋基本計画の次のステップとして、これまで実施してきた海洋政
3 策を評価した上で新たな社会情勢の変化等を加味して、新たな海洋基本
4 計画を策定。

5 **第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針**

6 **1 海洋政策を巡る現状と課題**

7 **(1) 現行海洋基本計画の実施状況**

8 **【現行海洋基本計画の実施状況及び課題について以下の旨を記述】**

9 ○現行海洋基本計画策定後、同計画に基づき海洋に関する施策を着実に実
10 施。(年度ごとに主な成果について記載)

11 ○一方で現行海洋基本計画に基づく施策については、具体的成果が不十分
12 と評価されているものもある、次なる段階として更に施策を進化・強化
13 することが必要なものがある等の課題。(海洋の開発、海洋調査、海域管
14 理、人材育成・国民の理解、海洋産業の振興)

15 **(2) 海洋を巡る社会情勢等の変化**

16 **【現行海洋基本計画策定後の社会情勢等の変化について例えば以下の旨を記
17 述】**

18 ○東日本大震災や国際経済情勢の変動等に伴うエネルギー戦略の見直し。

19 ○新たな人類のフロンティアとしての、海洋についての開発・利用への期
20 待の高まり。

21 ○東日本大震災を踏まえた防災・環境対策等の強化の動き。

22 ○海洋秩序の維持や海洋権益等の保全を巡る国際情勢の変化。

23 ○我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告。

24 ○日本経済が低迷する中で日本再生や成長戦略、国際競争力の強化の観点
25 からの海洋産業の振興や創出に対する期待の高まり。

26 ○北極海の海氷減少、海洋酸性化等を巡る地球環境の変化。

27 ○世界的に水産物の需要が高まる中で、我が国では、消費者の急速な魚離
28 れが進行。

29 **2 新たな海洋基本計画において重点的に取り組むべき課題**

30 **【現行海洋基本計画の実施状況、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな海洋基
31 本計画に計画期間中に、総合海洋政策本部の総合調整の下で特に重点的に
32 取り組むことが必要とされている課題について例えば以下の旨を記述】**

33 **(1) 海洋の開発及び利用の促進と海洋産業の育成及び振興**

34 ○人類のフロンティアである海洋の開発及び利用に本格的に取り組むことが
35 必要。

36 ○海洋エネルギー・鉱物資源の開発及び海洋再生可能エネルギーの普及を推

1 進。また、海洋を支える海運業、造船業、物流業、水産業等の振興、新た
2 な海洋産業の育成、海洋インフラの国際展開等も推進。

3 ○海洋の開発及び利用に当たっては、海洋環境の保全との調和が不可欠。

4 **(2) 海洋の安全確保と国際協調の推進**

5 ○国際情勢等も踏まえつつ、海洋の安全確保や海洋権益の保全に着実に取り
6 組むとともに、海洋国家として海洋秩序や海洋の利用・開発・保全等に係
7 る国際ルール作りを先導する等の国際的取組を推進。また、海洋由来の災
8 害に対する防災・減災対策を推進。

9 **(3) 海洋政策を支える基盤の整備**

10 ○海洋の開発及び利用、海洋環境保全等を支える基盤の整備・充実が必要。

11 ○海洋調査の推進や海洋情報の一元化、宇宙からの情報を活用した海洋情報
12 の充実、研究開発施策の拡充、人材育成、国民への理解増進等を推進。

13 **3 新たな海洋基本計画における施策の方向性**

14 【今後、第2部を記述する中で再度整理する予定】

15 **(1) 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和**

16 ○海洋エネルギー・鉱物資源の開発：我が国の海洋エネルギー・鉱物資源政
17 策は、調査・研究の段階から事業化のための開発・研究に移行する段階に
18 至ったと位置づけ、①我が国周辺海域の資源ポテンシャルを把握するため
19 の広域な科学的調査・資源探査（資源量把握を含む）の継続的な実施及び
20 ②生産に向けた技術開発を集中的に実施。また、開発に際しての環境影響
21 評価の検討を継続・推進。なお、資源に係る情報については厳重に管理し、
22 開発等のための活動拠点整備を推進するとともに、これらを利用した経済
23 活動について検討。

24 ○海洋再生可能エネルギーの利用促進：取組方針に基づき、実用化に向けた
25 技術開発の加速のための施策、実用化・事業化を促進するための施策を様々
26 な分野の関係者が相互に連携・協力して推進。実証フィールドについては、
27 これを早期に整備。港湾区域等、既に管理者が明確な海域における先導的
28 な取組については、連携体制を整えて推進。実用化の見通しが立ち、コス
29 トデータが把握可能になった段階における海洋再生可能エネルギーについ
30 ての買取価格を検討・決定。地域協調・漁業協調を基本とした社会的受容
31 性向上に向けた取組を推進。管理者不在の海面を含む海域利用に関し、法
32 整備を含めて枠組みを検討するなど環境整備を行うほか、所要の基盤整備
33 を実施。

34 ○水産資源の開発及び利用：水産基本計画等に従って推進。排他的経済水域
35 における資源管理を強化するとともに国際的な水産資源管理を推進する。
36 また、持続的な活用のための研究開発や関連する施策を検討・推進し、環

- 1 境負荷の少ない持続的な養殖業を確立。
- 2 ○海洋生物多様性の保全：生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略
3 に従って推進。また、船舶のバラスト水を介した水生生物の移動による生
4 態系への影響の防止について、積極的に推進。
- 5 ○海洋環境の保全に係る国際協調：国連環境計画（UNEP）及び国際海事機
6 関（IMO）等の国際協調の下、生物多様性条約（CBD）、ロンドン条約及び
7 MARPOL 条約等に基づき、海洋環境の保全を推進。さらに、気候変動に関
8 する政府間パネル（IPCC）等で、我が国が世界の主導的立場をとるべく調
9 査・研究を推進。
- 10 ○東日本大震災からの復興及び防災対策：震災に伴って発生した洋上漂流物
11 が米国等に漂着しており、引き続き漂着する可能性も指摘されていること
12 から、その現状把握や漂流予測を実施するとともに関係国との情報共有等、
13 政府一体となった対策を推進。
- 14 ○開発・利用と環境保全との調和：海洋環境の保全には引き続き積極的に取
15 り組むとともに、海洋の開発・利用と環境保全が二律背反であるかのよう
16 な考え方を払拭し、環境に配慮した開発技術の確立及び海洋利用を推進。
17 適切な資源管理のための方策を具体的に検討、推進。

18 **（２）海洋の安全の確保**

- 19 ○我が国周辺海域及びシーレーンや離島の安全を確保するための取組を更に
20 強化、関係省庁間の連携の強化。国際公共財としての海洋の維持のための
21 取組を推進。
- 22 ○海上における治安の確保：海上法執行能力の更なる向上及び領海侵入する
23 外国公船等への対応を強化するため、必要となる海上保安体制の強化。
- 24 ○海上交通の安全の確保、海難救助体制の強化：現行体制の充実及び更なる
25 向上。
- 26 ○海賊対策：ODA なども活用したソマリア沖・アデン湾及び東南アジアにお
27 ける海賊対策を継続、ソマリア沖海賊から日本籍船の安全を確保するた
28 めの制度の検討。
- 29 ○宇宙を利用した海洋監視のあり方に係る検討。
- 30 ○海洋由来の津波や高潮等自然災害への対策：津波災害対策編が追加された
31 現行防災基本計画に従って総合的かつ計画的に対策を推進。
- 32 ○防災対策上、過去の地質記録等を踏まえたあらゆる可能性を考慮した最大
33 クラスの巨大な地震・津波を検討することとし、想定津波として、今後、
34 次の二つのレベルを想定。①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚
35 大な被害をもたらす最大クラスの津波、②最大クラスの津波に比べて発生
36 頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

- 1 ○最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としてハー
2ード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による
3地域づくりを推進。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対して
4は、人命、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点
5の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を推進。
- 6 ○発生頻度の高い津波を越える津波により、海岸堤防等が破壊・崩壊する場
7合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような防波堤・海岸堤防等の整
8備の推進。
- 9 ○南海トラフにおける海溝型地震、首都直下地震をはじめとして、我が国ど
10こでも地震が発生しうるものとして、地震・津波への備えを推進。
- 11 ○東日本大震災を踏まえた災害時も含めた海上安定輸送の確保。
- 12 ○地球温暖化への適応：地球温暖化に伴う海面上昇を踏まえた高潮対策等を
13検討。

14 **(3) 科学的知見の充実**

- 15 ○研究開発：海洋に関する基礎的、基盤的な研究及び開発を継続的に実施、
16政策のニーズに対応した政策課題対応型研究開発を推進。①地球温暖化と
17気候変動予測・適応、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発、③海洋生態系
18の保全・生物資源の持続的利用、④海洋再生可能エネルギーの開発、⑤自
19然災害対応の5つの課題に係る科学技術の研究開発を重点的に推進。
- 20 ○中長期的な視点に立って実施すべき国家存立基盤に関わる研究開発、我が
21国が世界をリードしうる分野の研究開発を重点的に推進。
- 22 ○宇宙から得た情報の利用：今後の内外の衛星インフラの整備状況等も踏ま
23え、衛星からの情報を海洋政策推進にいかに関活用するかを具体的に検討。
24海洋分野における衛星利用ニーズを必要に応じて宇宙政策に反映。
- 25 ○北極域及び南極域等の観測及び調査研究：全球の気候変動や将来予測、地
26球温暖化や日本周辺の気象等への影響評価に重要であり、北極域につい
27ては将来の北極海航路の利用可能性評価にもつながることから、これを継
28続・推進。
- 29 ○海洋調査及びモニタリング：海洋資源の利用、海洋権益の保全や気候変動
30等の全地球的課題への対応などの海洋政策の基盤として各種行われている
31海洋調査及びモニタリングについて総合的な海洋調査の推進及びモニタリ
32ングの継続体制を検討。調査船、人工衛星観測、観測ブイ、一般船舶によ
33る観測、陸上観測等を組合せて海洋調査を戦略的に推進。
- 34 ○海洋情報の一元化：「海洋情報クリアリングハウス」、「海洋台帳」を充実、
35データを解析し可視化する等データの活用を支援するシステムの整備、海
36洋情報の収集・管理・提供に関するポリシーの検討により、海洋情報の幅

1 広い利用を促進。

- 2 ○基盤的技術の開発、長期的な観測の実施、プラットフォームの整備：基盤
3 的技術の開発、船舶の計画的整備、研究機関間の共同利用推進、小型で高
4 性能な無人探査機等調査効率化のための技術開発等を推進。

5 **(4) 海洋産業の健全な発展**

- 6 ○東日本大震災からの復興：東日本大震災及びこれに伴う巨大津波によって
7 甚大な被害を受けた東北地方太平洋沿岸域の海洋産業の復興の実現に向け
8 た施策の着実な実施。

- 9 ○海上輸送の確保：造船、港湾整備、海上交通路の整備、船員の確保・育成
10 について、総合的に推進。日本商船隊の国際競争力・安定的な国際海上輸
11 送の確保。我が国海運業の経営基盤を強化するとともに、国際交渉を通じ
12 た海洋分野の秩序ある競争環境の整備。将来の北極海航路の利用に向けた
13 取組を加速化。低炭素・循環型社会に貢献する海上輸送体系の確保による
14 我が国海運業の競争力強化。環境性能の高い船舶の技術開発の促進等によ
15 る受注力の強化、新市場・新事業への展開及び業界再編の促進を柱とした
16 政策を通じた我が国造船業の競争力の強化。

- 17 ○水産業の健全な発展：水産基本計画に従って推進。魚食に関する消費者へ
18 の情報提供を積極的に行うなど魚食普及を推進。また、適切な資源管理を
19 行いつつ、漁業経営の安定化を推進し、国際競争力のある経営体の育成に
20 向けた漁業経営の体質強化を促進。

- 21 ○新たな海洋産業の創出：海洋再生可能エネルギー利用促進のための取組を
22 推進し、発電事業に関する産業創出に向けた取組を推進。海洋情報を活用
23 した産業、海洋バイオ、二酸化炭素回収貯留等、新たな海洋産業の創出に
24 向けた研究開発及び技術開発を推進するとともに、それらの成果の産業化
25 や、海洋産業が創出しやすいような環境整備を推進。世界の莫大な海洋開
26 発マーケットを取り込んで国内の新産業創出を促すため、海外の海洋開発
27 プロジェクト等に日本企業の参画する際等の政策支援、環境整備を実施。

- 28 ○クルーズ、マリンレジャーや文化遺産等、観光資源や憩いの場としての海
29 洋を活用した観光産業の振興、発展を促すための施策を推進。

30 **(5) 海洋の総合的管理**

- 31 ○領海及び排他的経済水域の管理：領海、排他的経済水域で国際法上、我が
32 国が行使しうる権利が異なることから、これらに応じた管理の枠組みの検
33 討を推進。海洋を利用する際に様々な関係者が効率的かつ効果的に利用で
34 きるよう、海域利用調整の枠組みを構築。

- 35 ○200海里を超える大陸棚：大陸棚限界委員会の勧告内容を踏まえ、勧告が先
36 送りされた海域について早期に勧告が得られるよう引き続き努力する等、

1 大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進。

2 ○沿岸域の総合管理：陸域と一体となった沿岸域の管理について、それぞれ
3 の海域の特性に応じた海域利用が行われていること等に留意し、国、地方
4 公共団体等が連携して各課題に対処。

5 ○離島の管理、保全等：「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する
6 基本方針」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域の基線となっている
7 離島を重点に、その管理、保全等を推進。特定離島について、その拠点
8 施設の整備を推進。さらに、離島の自律的な発展を促し、住民生活の安定
9 と福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、居住する者のない離
10 島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定
11 住の促進。離島が海洋政策上の役割を担えるよう離島の振興を推進。

12 **(6) 海洋に関する国際的協調**

13 ○海洋に関する様々な課題について、国際的な取組を推進。

14 ○海洋生物多様性保全への取組：持続可能な利用を目的とした、日本型海洋
15 保護区の理解の醸成、浸透を推進。

16 ○国際的な水産資源管理の推進：今後とも地域漁業管理機関を通じ、適正な
17 管理のためのリーダーシップを発揮。

18 ○国際公共財としての海洋の利用及び航行の自由の確保：多国間及び二国間
19 の海洋協議等の場を活用して国際的なコンセンサスづくりに寄与。

20 ○北極圏を巡る課題：我が国の北極評議会新規オブザーバー資格申請の承認
21 を実現。研究、観測の国際的な取組に積極的に参加。

22 ○海上保安分野の連携・協力：多国間及び二国間の枠組を通じた国際連携・
23 協力の推進、東南アジアをはじめとしたシーレーン沿岸国への能力向上支
24 援。

25 ○津波への対策：アジア・太平洋地域等への技術的支援等を推進するととも
26 に、津波災害の危険が懸念される諸国への津波情報の迅速な供給を推進。

27 ○洋上漂流物への対策：東日本大震災での教訓を生かし、洋上漂流物対策に
28 係る国際的な取組を進める議論を推進。

29 ○科学技術分野の連携協力：地球環境変動等の問題解決に貢献するため、衛
30 星やブイ等の観測網構築や広域的な海底下の掘削調査等を国際的な連携の
31 下で推進。また、各種センサー開発やその性能評価等、必要な技術開発を
32 推進。

33 **(7) 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進**

34 ○海洋教育の充実：初等中等教育及び高等教育における海洋に関する教育が
35 充実し、それらが体系的につながるような方策を検討。海洋に関する教育
36 研究を実施している大学・研究機関等が中核となって、地域の小中学校等

- 1 と連携・ネットワークを形成する等、地域ごとに特徴のある海洋に関する
2 教育が行われるための方策を検討し、その実施を推進。
- 3 ○人材の育成：海洋産業の担い手を育成、中長期的な観点で将来の担い手の
4 すそ野を広げるための方策を検討。特定の分野について専門的な知識を有
5 する人材を育成、海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成もあわせて
6 実施。地域における産学官連携のネットワーク造りの促進、基礎研究の強
7 化等を通じて、地域の特色を活かした人材の育成を推進する。
- 8 ○海洋に関する国民の理解の増進：国民が海を身近に感じられるように、幅
9 広い参加が得られる行事や海洋観光など、海洋に実際に触れ合う機会を充
10 実するとともに、マスメディア、インターネット等を通じた情報発信、水
11 族館、博物館等との連携した情報発信を検討。海洋に関する国民の声を施
12 策に反映させる等、国と国民とが双方向での情報交換。また、マリレジ
13 ョー等の安全対策や海洋環境の保全についての啓発活動を引き続き推進。
- 14 ○海洋に関する関係機関、大学、民間企業等がアウトリーチ活動を実施でき
15 るための方策を検討、実施を推進。

16

17 **第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策**

18 【総論、第1部での整理を踏まえ、今後検討し記述】

19

20 **第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他** 21 **の事項**

22 【今後の議論を踏まえて記述】